

「介護保険料決定通知書」「後期高齢者医療保険料決定通知書」
「国民健康保険（国保）税納税通知書」を送付します

☎税務課 ☎22-1313

■介護保険料（7月初旬発送）

●平成29年度の保険料額

前年の合計所得金額等により決定します。

介護保険料額	対象者
第1段階 年額 27,500円 (基準額×0.45)	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第2段階 年額 45,900円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下
第3段階 年額 45,900円 (基準額×0.75)	・世帯全員が市民税非課税、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超
第4段階 年額 55,000円 (基準額×0.9)	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第5段階 年額 61,200円 (基準額)	・市民税課税世帯で、本人は市民税非課税で第4段階以外
第6段階 年額 73,400円 (基準額×1.2)	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階 年額 79,500円 (基準額×1.3)	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満
第8段階 年額 91,800円 (基準額×1.5)	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円未満
第9段階 年額 104,000円 (基準額×1.7)	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上

年金天引き（特別徴収）の方のうち、10月以降分の天引き額を均等にするために、8月天引き分を変更し調整している場合があります。

■後期高齢者医療保険料（7月中旬発送）

●平成29年度の保険料額（変更なし）

限度額 57万円
均等割額 42,480円
所得割率 8.54%

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて保険料が軽減されます。

また、社会保険（建設国保などは

除く）の被扶養者だった方も軽減が適用され、あらかじめ軽減された保険料で送付されます。

●納付方法

保険料の納め方は、年金天引き（特別徴収）、あるいは納付書や口座振替（普通徴収）があります。年金天引きとなっている方でも、条件を満たしていれば、申し出により口座振替に変更できます。

■国民健康保険税（7月中旬発送）

●平成29年度の保険税額（変更なし）

限度額 89万円
医療給付費 54万円
後期高齢支援金 19万円
介護納付金 16万円

税率など

	医療分	後期支援	介護分
所得割率	6.80%	2.10%	1.80%
均等割額	22,800円	7,200円	8,400円
平等割額	22,000円	5,400円	4,200円

●納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主あてに納税通知書が届きます。

●特別徴収と普通徴収

65歳以上74歳未満の加入者で構成されている世帯の国保税は、世帯主の年金から天引き（特別徴収）となる場合があります。

年度の途中で普通徴収から特別徴収に切り替わることがあります。なお、条件を満たしていれば、申し出により口座振替に変更できます。

●年度の途中で世帯主が75歳となる世帯の保険税の納付方法

前年度の保険税が年金天引き（特別徴収）となっていた世帯で、今年度中に世帯主が後期高齢者医療制度に加入となる場合は、年金天引き（特別徴収）が行われません。

普通徴収（納付書や口座振替）となりますので、ご注意ください。

●軽減制度

世帯主と加入者の前年中の所得に応じて税額が軽減されます（申請不要）。ただし、対象者の中に1人でも所得の申告をしていない方がいると、軽減が受けられない場合があります。

また、国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、経過措置が適用されます。

※社会保険の被保険者本人だった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入する場合は申請が必要です。

●非自発的失業者軽減制度

倒産や解雇などによる離職者は、軽減制度が適用されます。雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者で、離職日時時点で65歳未満の方が対象です。申請には、雇用保険受給資格者証と印鑑が必要です。

「東京電力福島第一原発事故により設定された避難指示区域等に居住していた方」は、減免期間が延長されました

平成28年度までに減免を受けられていた方は、引き続き減免が受けられます。申請の必要はありません。ただし、旧避難指示解除準備区域の上位所得層の被保険者は、平成29年4月から9月までの分が減免されます。

平成29年4月1日以降に新たに被保険者となり、「原発事故による避難」をされている方は、新たに減免申請書等の提出が必要となります。

●申請に必要なもの

①被災証明書など（原発事故による避難であることがわかるもの）

②印鑑

詳しくは、お問い合わせください。

保健栄養教室受講生募集

●日時

8月4日、9月1日、9月29日、10月27日、11月24日、12月22日、1月12日、2月9日（すべて金曜日）9:30～13:00ごろまで（全8回）

●場所 健康センター

●定員 30人

●受講料 1回300円（材料費の一部）

●申込期限 7月25日（火）

☎健康推進課 ☎22-1362

第66回宮城県統計グラフコンクール 作品募集

テーマは自由です（ただし、小学4年生以下は児童が観察した結果をグラフ化したもの）。

●部門 ①小学校1・2年生の部、②小学校3・4年生の部、③小学校5・6年生の部、④中学生の部、⑤高校生・学生一般の部、⑥パソコン統計グラフの部

●規格 72.8cm×51.5cm（B2版）

●応募締切 9月5日（火）必着

☎宮城県震災復興・企画部統計課企画普及班 ☎022-211-2451

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

「親子リトミック講座 & ミニ家庭教育学級」



親子で楽しく体を動かしたり、お母さん向けの「しゃべり場」や「絵本紹介」など、ミニ家庭教育学級も行います。同じ年頃の子を持つお母さん同士の出会いの場にもつなげてみませんか？

●日時 2月までの第2・4木曜日（11月のみ第2・5木曜日）1部 10:00～10:45 2部 11:00～11:45 ※年齢別にグループを2つに分けて開催します。

●場所 中央公民館講座室

●対象者 1部（8カ月～2歳未満のお子さんと保護者）、2部（2歳以上～未就園児のお子さんと保護者）

●講師 岡崎純子先生、大沼亜希先生

●定員 若干名

●参加費 月1,000円

☎中央公民館 ☎22-1343・26-2453

身に付けましょう応急手当

突然のケガや病気で倒れた方に行う心肺蘇生法、AEDの使い方、止血法、異物除去法などを習得していただけるよう、救急講習会を開催しています。

●日時 7月22日（土）9:00～12:00

●場所 白石消防署2階和室

●対象者 仙南地域にお住まいの方、または勤務されている方

●定員 約20人

●申込期限 講習日3日前

●参加費 テキスト代150円（高校生以下無料）

☎白石消防署救急係 ☎0224-25-2259

仙南地域広域行政事務組合 職員募集

■職種・受験資格

●職種・採用人数

【初級（高校卒業程度）】

行政 2人程度・消防 12人程度

●受験資格

行政 平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方

消防 ①平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方、

②第1種普通自動車運転免許証（オートマチック車限定を除く）を取得している方または取得予定の方

■採用試験（第一次試験）

●日時 9月17日（日）10:00～

●会場 仙南地域広域行政事務組合総合庁舎3階 会議室

●試験科目 教養試験、検査、作文試験

●受験手続き 試験案内は、同組合総務課で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

●受付期間 7月3日（月）～8月7日（月）

☎同組合総務課 ☎0224-52-2628

<http://www.az9.or.jp>

白石市職員募集

■職種・受験資格など

●職種・採用人数

【上級（大学卒業程度）】

社会福祉士 若干名

【初級（高校卒業程度）】

行政 若干名、土木 若干名

●受験資格

【社会福祉士】

昭和63年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の登録をしているか、平成30年3月31日までに登録見込みの方

【行政・土木】

平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

■採用試験

第一次試験

●日程 9月17日（日）

●試験科目

【社会福祉士】教養試験、専門試験、論文試験、適性検査

【行政】教養試験、作文試験、適性検査

【土木】教養試験、専門試験、作文試験、適性検査

第二次試験

●試験日 11月上旬

●試験科目 人物試験、身体検査

※第二次試験の詳細は、第一次試験合格者に別途通知します。

●受験手続き 試験案内は、市役所3階の総務課で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。郵送を希望する場合、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒（角形2号、120円切手を貼付）を同封してください。

●受付期間 7月3日（月）～8月7日（月）

※土・日を除く

☎〒989-0292 白石市大手町1番1号 総務課 ☎22-1331